平成 17年 5月

逗子市教育委員会定例会

平成 17年 5月 30日

逗子市教育委員会

会 議 録

平成17年5月30日逗子市教育委員会5月定例会を逗子市役所第2委員会室に招集した。

出席者

委員長 小島裕子

教育委員 五十嵐 樹

教育委員 村松邦彦

教育委員 吉崎久治

教育長 野村昇司

教育委員会理事

松 下 洋一郎 (文化・教育ゾーン総括)

教育部長 新明 武

教育部次長 嶋 六 三

教育部次長

川村信敏

学校教育課長事務取扱

教育総務課長 草 栁 清

学校教育課主幹 倉地正明

充て指導主事 柳原正広

生涯学習課長 矢島茂生

教育研究所長 佐藤真澄

図書館館長補佐 永田寛夫

事務局

教育総務課課長補

小 俣 雄 司

庶務係長事務取扱

開会時刻 午後 3 時 1 2 分

閉会時刻 午後 4 時 1 5 分

会議録署名委員決定 村松委員、五十嵐委員

委員長

会議に先立ちまして、傍聴の皆様にお願い申し上げます。傍聴に際しましては、受付で御説明いたしました注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されましたときには御退場いただくことがありますので、どうぞ御了承ください。

委員長

では、定足数に達しておりますので、ただいまから平成17年逗子市教育委員会5月定例 会を開催いたします。

本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は村松委員、五十嵐委員のお2人にお願いいたします。

では、これより会議日程に入ります。

日程第1「4月定例会会議録の承認について」

委員長

日程第1「4月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録をごらんいただきたいと存じます。

吉﨑委員

ちょっと1点質問なんですけれども、11ページ、下の方の部分でですね、村松委員の話の中の2行目、今後60校の先生方を嘱託としてやるのか。これは何ですか。

村松委員

60校じゃなくて、60歳以上の定年になった先生方ですね。

吉﨑委員

そうですね、多分、こちらが60超えというふうに言われたと思うんですけどね。

教育総務課長

申しわけございません。そこのところは「60歳超え」です。

委員長

ほかにいかがでしょうか。

では、今御指摘いただいたところを修正いたしまして、その後の会議録に御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数・)

では、御異議がなければ、4月定例会会議録については承認いたします。 吉﨑委員、村松委員は会議録に御署名ください。

日程第2「教育長報告事項」

委員長

次に、日程第2「教育長報告事項」についてを議題といたします。

教育長から報告をお願いいたします。

教育長

よろしくお願いします。それでは、5月というのは各都道府県、市町村では、6月議会ということがございますので、5月にはさまざまな会議が集中しておりまして、これから御報告する4回の教育長会議を全部解説いたしますと、かなりの時間がかかりますので、その要点だけをかいつまんでお話しさせていただきます。

最初に5月6日に都市教育長協議会総会がございまして、1回目ということもありましたので、教育課題にかかわる協議は特にございませんでした。この中では予算や協議会の運営、 人事について主な話し合い、決定が行われました。人事につきましては、もし知りたいということがございましたら、私の手元にございますので、見ていただきたいと思います。

従来ですと、これでいつも会議が終わるんですが、この日はどういうわけか、ある市の教育長さんが手を挙げまして、教育委員さん方の活動状況は一体どうなっているのですかという質問を投げかけられました。その発言なさった教育長さんの教育委員会の委員さんは、大変知名度の高い方々が多くて、月1回の会議すら全員が集まることができないという話題が飛び出しまして、その後、それぞれの教育長さんたちが自分の教育委員会の様子を語られました。話を聞く中で、私も発言を求められまして、本市の教育委員さん方の活動状況を話したわけですが、19市の教育長さんたちの集まりの中では、逗子の教育委員さんたちはそんなに時間を割いて教育委員会に参加してくださるんですかというような話もございました。授業の参観にも行くし、あるいは保護者を対象に懇談会を持ったり、あるいは講演会を委員の方たちがやってくださる。そういう話もいたしました。そういう意味で、私自身もほかの教育委員会の教育委員さんたちの活動ぶりを聞きまして、ああ、逗子の教育委員さんたちはいろんなことをやってくださっているんだなということを、改めて他の教育委員さんたちの話を聞く中で、再認識をさせていただきました。そういう意味では大変感謝しております。

続きまして、関東地区都市教育長協議会が5月12日、13日にございました。千葉の習 志野で行われまして、私は生涯学習の分科会で逗子の読書推進について1時間ほど話をさせ ていただきました。既に教育委員の皆さんには御送付してあると思いますが、発表の内容と いたしましては、また後日パソコン等を使って時間のあるときにもう一度私の発表して来た ことをお話ししたいと思っておりますが、その要点だけかいつまんでお話しします。言葉の豊かさは人間の豊かさを規定するということをベースにして、読書の日常化ということを話をしてまいりました。読書の日常化に対して、読書活動推進で教育委員会の基本的方針を挙げてみますと、子供が読書に親しむ機会を提供するということ、それから2つ目に、学校における読書活動を推進するということ、3つ目には、地域協力による子供の読書活動の理解と関心の普及に努めるという、この3つの点についてお話をさせていただきました。特に子供が読書に親しむ機会を提供するという話の内容といたしましては、ブックスタートや講演会の実施とか、あるいは全国手づくり絵本コンクールの実施とか、さらには市立図書館の取り組み、おひざでだっこだとか、おはなし会の設置、それからさまざまな図書館での取り組み等を新しい図書館ということと絡めて話をさせていただきました。

続きまして2番目は、学校における読書活動を推進するということの中で、まず、子供の読書活動推進計画学校版をつくったということ。これは参会した皆さんたちも大きな驚きでございました。つくらなければならないということがあるわけですが、なかなかそこまで手が回らないなというようなことを感じました。それから次に、学校図書館指導員、司書資格保有者の全校配置、このことにつきましては大変、参会した教育長さんたちの関心を高め、発表後の質疑にもいろいろな質問が出てまいりました。さらには、論理的文章の読みの力の向上プランを既に作成しているということも話しまして、これらも策定ですから、実践を通しての実証ということはその次になるわけで、7月か8月ごろまでに策定して、その後、2学期から3学期、後期と言ったらいいですね。後期にかけて先生方に授業を通してその策定の内容が妥当かどうかを検証していただく、このようなスケジュールになっているというお話。それから、読み聞かせボランティアの方々の学校参加の活動、そして朝の読書の時間の設定、これらは学校間によって多少の差はございますが、それぞれの学校が取り組んでいるというお話をさせていただきました。

3番目として、地域協力による子供の読書活動の理解と関心の普及ということでございますが、これはどこでもおやりになっていることですが、広報活動の展開のあり方、内容、さらには特色ある学校づくりの中で、特に小坪小学校の地区における子供読書活動推進の取り

組みということについて、小坪小学校は、向かって右側にあります第3棟ですね。1階は専科の部屋、2階がパソコン室、学習室、図書室、家庭科室、多目的教室、かなり教科の学習を展開する教室とは別棟になっている、この特色を生かして地域の管理によって今後、ただ図書館活動ということではなく、地域の活動として第3棟を活用していく。これも一つ、小坪小学校の新しい取り組みとして、この11月にはその一端を、県に対して研究発表もしていくという取り組みが現在行われている。こういうようなことを、細かくはまだたくさんあったと思いますが、1時間ほどお話しをさせていただきました。

パソコンで発表いたしましたので、逗子の風景等もかなり中に入れ込みまして、映像が出るたびに、海のない教育長さんたちは、すてきなところですねということで、ある意味では読書だけではなく、逗子のまちの宣伝もさせていただきました。とにかく、逗子の読書にかかわる活動は、自分自身が発表している段階で、随分いろいろなことに取り組んでいるんだなということを改めて確認させていただきました。さらには、村松委員さんにも読書にかかわる講演を保護者にしていただきました。逗子市民が読書をキーワードとして文化を創造していただければと思っております。

さて、3番目の県・市町村教育委員会教育長会議が5月23日に横浜の産業貿易センターで開催されました。協議は、主に新たな学校運営組織に関する件でございますが、さまざまな教育課題についての今後の方針も話されましたが、特に重点的に話されましたのは、新たな役割を担う立場の職を設けようという点でございます。簡単に言えば、東京で既に実施されております主幹制度でございまして、校長や教頭を補佐して教職員の育成に当たるというものでございます。東京の場合はこの主幹制度に対しては、みずからの意思によって試験を受けて主幹になるわけですが、神奈川県の場合は、校長あるいは教育委員会の推薦によって新たな職につくというところが大きな違いがあるわけでございます。出席しました教育長さんの発言者のほとんどは、この制度の不十分さに異議を申し立てて、校長先生にとっては学校運営上、かえって難しいのではないかというような意見が多かったように思います。こういう点でまだまだこの制度については精査が必要であるということで、今後とも教職員団体との協議の中で懸案を整理していくとのことでございます。今後明確になり次第、再度御報告申し上げたいと思っております。

続きまして4番目の第57回全国都市教育長協議会定期総会並びに研究大会でございます。 これは5月26日、27日に札幌で開催されました。文科省のお役人さんたちも来まして、 かなり国の方針について話されましたが、もう既に新聞、メディア等で報道されている内容 を整理して我々に伝えたということで、私個人としては新たな情報を獲得してきたという思 いはございませんでした。この中で、第1日目ですが、皆さんも御存じの国際的に有名なシ ェフの三國清三さん、このフランス料理のシェフの三國さんが「食育、食から学ぶ人づく り」という演題でお話しになりました。北海道は本年度から食育教育というものを重点的に 導入するということの組み合わせで、この方が北海道出身でございますので、演者に選ばれ たのだろうというとらえ方をしていたんですが、話の内容は、食育教育をする前にやるべき ことがあるということで話をされました。それは、とにかく子供たちの味覚というものをコ ンビニエンスストアのお袋の味では、本来人間が持ち続けられる味覚感覚というものは育た ないんだと。だから、食育教育をする前の教育をぜひやっていただきたい。それは家庭教育 という範疇に入ってくるわけですが、家庭教育でできない部分は学校教育で子供の味覚を育 ててもらいたい。この味覚が人間として育つのは、やっぱり臨界域がある。臨界域という言 葉は使いませんでしたが、私がとらえた形では、人間がそれぞれ発達していくために、一つ 一つの課題をクリアしていくための臨界域がある。この味覚の臨界域というのは、大体小学 校6年生ぐらいまでがその時期なんだ。これを取り残したならば、人間は味覚が育たない。 味覚というのは「食べず嫌い」という言葉がありますが、あくまで好きか嫌いかというのは、 味覚で好き嫌いを決めているんじゃなくて、脳で決定しているんだというんですね。だから 「僕、これ嫌いだよ、ピーマン嫌いだよ」といっても、それは自分で嫌いだと決めつけてい るからピーマンが食べられないんで、それを何とか食べさせていくことも一つの家庭教育じ ゃないか。あくまで国際的には甘み、辛み、苦み、塩みというのが4つの味覚が国際的だそ うですが、日本人にはもう一つ特別な味覚がある。それはうまみだそうです。このうまみと いうものは、国際的にはあまり通用しないそうですが、日本人はこのうまみを知っている。 しかし今の小さいお子さんたちが、そのうまみを知らずに大人になってしまうことは大変寂 しいこと。一体そのうまみというのはどこからくるかというと、だしはコンブで、お豆腐と かホウレンソウとか入った、そういうおみおつけによって日本人特有のうまみというものを 獲得するんだと。そういう味覚をぜひぜひ学校教育の中に食育というものが大事だと取り入 れちゃうことも必要だけれども、それ以前にもっともっと家庭での味覚というものに対する アプローチを、ぜひ先生方、啓蒙してくださいという、何か本当に切なる願いで、大変説得 力のある話を伺いました。

そういうことで2日間、札幌で過ごしましたが、とにかく寒くて寒くて、休憩時間、会場外に出てたばこを吸うのも、寒さがあって震えて、ちっともおいしくなかった。これじゃ皆

さん、たばこをやめましょうよといって会場内に入ったぐらいで、季節の違いを感じました。今の北海道というのは、北海道の方に言わせると、これは特別だと言っておりましたが、2カ月ぐらい季節がずれておりました。八重桜は満開、チューリップも咲き乱れておりまして、4月に我々が見た情景が今、北海道では花盛りというところでございました。こうやって4つの教育長会議に参加させていただきまして、いろいろ学ぶことも多かったわけですが、今後、細かい部分につきましては、皆さんが教育委員会でお集まりになる時間の中でもお話をしていきたいと思っております。

この後につきましては、部長の方に、何かありませんか。では、教育長報告をこれで終わらせていただきます。

委員長

本件に関しして御意見、御質疑はありますか。

どなたもありませんか。よろしいですか。

それでは、御質疑、御意見ないようですので、これをもちまして教育長報告事項を終わらせていただきます。

日程第3「報告第18号逗子市生涯学習推進協議会の報告書について」

委員長

日程第3「報告第18号逗子市生涯学習推進協議会の報告書について」を議題といたします。

事務局から報告をお願いいたします。

牛涯学習課長

それでは、報告第18号逗子市生涯学習推進協議会の報告書につきまして御報告させていただきます。

逗子市生涯学習推進プラン後期基本計画策定委員会の提言に基づきまして、逗子市生涯学習推進プラン基本計画の平成16年度の実施状況について、調査及び上記の報告書が逗子市 生涯学習推進協議会から提出されましたので、御報告させていただきます。

生涯学習推進協議会につきましては、生涯学習推進プランの基本計画の実施状況について、調査及び協議をさせていただきました。調査の対象につきましては、生涯学習関連事業を中心として、市の委託事業及び市の補助金の交付を受けている社会教育団体等が実施した事業を含め、2003年の逗子市生涯学習ガイドブックに掲載されている事業でございます。こ

の報告書につきましては、生涯学習関連事業はおおむね満足するものであるという協議会から結論をいただいております。

しかしながら、当該事業全般的にわたって何点かの問題点をいただいており、その1つ目は、事業が参加者を満足させたのか、参加者の学習意欲を喚起したのか。2つ目は、費用対効果面でございます。以上のような問題についてもいただいており、市民の学習要求にこたえる生涯学習事業の構築ができるよう、努力させていただきたいと思います。以上でございます。

委員長

本件について御意見、御質疑ございますか。

五十嵐委員

これをいただいて読ませていただきましたけれども、3ページの括弧のところ、本市における生涯学習関連事業は、多岐にわたり多くの事業や活動が展開されていると思います。おおむね満足できる状況にあるということなんですが、資料として添付されている各生涯学習関連事業ということの中には、いわゆる社会福祉関係の施設がやっている事業ですとか、それから社会教育団体というふうにおっしゃいました。それに当てはまらない団体が実施している事業も入っていると考えられますけれども、そのことについてはいかがでしょう。

生涯学習課長

それにつきましては、生涯学習関連事業を中心として、市の委託事業等、補助金の交付を 受けている社会教育団体等が実施をさせていただきました事業を含めたということでござい ます。

五十嵐委員

実施しています例えば保育園、それから幼稚園、社会福祉協議会が、団体としては行政から、市からの補助金を受けていると思いますけれども、ここに挙げられている実施事業については、個々には受けていないものも含まれていると思います。それについて、おおむね満足できる状態にあるという評価があるわけですけれども、生涯学習事業としての評価というふうに言ってしまうのには、少し範囲が広過ぎるのではないかなというふうに思いますので、その辺、精査の方をお願いしたいなと思います。

生涯学習課長

五十嵐委員さんが御指摘された御意見も踏まえまして、今後検討をさせていただきたいと 思います。 委員長

五十嵐委員、それでよろしいですか。

五十嵐委員

結構です。

委員長

ほかに本件に関しまして何か御意見、御質疑ありますか。

ございませんか。

では、ほかに御質疑、御意見がないようですので、本件に関して承認することでよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

では、本件については承認することに決定いたしました。

日程第4「報告第19号議案(平成17年度逗子市一般会計補正予算(第1号)作成に伴う逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」

委員長

次に、日程第4「報告第19号議案(平成17年度逗子市一般会計補正予算(第1号)作 成に伴う逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について」を議題といたします。

事務局から報告をお願いいたします。

教育部次長(学校教育課長事務取扱)

報告第19号議案(平成17年度逗子市一般会計補正予算(第1号)作成に伴う逗子市教育委員会の意見聴取に対する回答について述べさせていただきたいと思います。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長から議案(平成17年度逗子市一般会計補正予算(第1号)作成に伴い意見を求められ、急施を要したため、逗子市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項の規定に基づきまして、別紙のとおり教育長の臨時代理により行ったので、同条第2項の規定に基づき報告いたしまして、承認を求めるものでございます。主な補正につきましては、児童・生徒の総合安全対策事業ということと、それから臨時の教員の賃金に対する補正でございます。以上です。

委員長

本件について御意見、御質疑などございますか。

五十嵐委員

内容について、もう少し具体的にお聞かせ願えますか。

教育部次長(学校教育課長事務取扱)

まず、児童・生徒の総合安全対策事業につきましては、3月の予算について提案いたしましたが、附帯決議がありまして、もう少し地域の安全対策についても目を向けた安全を図るべきではないかという意見がございましたので、再度各学校とも調整いたしまして、学校として地域にどのような対策ができるのかということを検討してもらいました。その結果、学校にあります学校評議員の方々は、地域のいろいろな団体の代表をしております。例えば自治会、それから商店会、それからPTAなど、このような団体から出ておりますので、そのような地域の組織を活用して、地域での安全パトロール等の立ち上げをお願いしたいということと、それに合わせてパトロールの際に着用いたしますジャンバーや腕章等をこちらとして補助いたしまして、1校5万円で8校分、40万円がこの中に入っております。

それから、GPS機能端末についても、1年生につきましては貸与、それから保護者の方から2年生以上の小学生にも何らかの補助があればいいという御意見が多くございましたので、2年生から6年生までにつきましては、補助金ということで対応してまいりたいと思っております。

以上、3月の予算と違う点で、この大きく2つの中身で考えているところでございます。 それからもう一つ、臨時調理員のことでございますが、当初予定しておりました逗子小学校の児童数が急激にふえたことに伴って、当然教員もふえることになりますが、当初予定しておいた人数よりも、およそ70人近くふえました。それに伴って逗子小学校の調理員は、今5人ございますが、5人の1人当たりの調理数が170食近い数にふえてまいりました。 およそ調理員1人について140食ぐらいが適正かなと思っておりますが、それをはるかに超える食数になりましたので、臨時の調理員を配置いたしまして、この調理数を軽減しようということで、補正を組みました。金額は、そこにも提示しておりますように、85万9,20円を補正いたしました。

調理員さんが最近決まりまして、今のところ、採用は6月からということで考えております。以上です。

五十嵐委員

2 点確認させていただきたいんですが、GPSについては改めて予算に入れていただきたいということでしょうか。あともう 1 点は、評議員のいない学校はたしかあったかと思いますけれども、いらっしゃらない学校についてどう対応するのかお聞かせください。

教育部次長(学校教育課長事務取扱)

GPSにつきましては、1年生の貸与ということについては、これまでと同じでございます。ただ、それ以上に、2年生以上についても要望がございますので、補助金ということで対応しております。それから評議員会につきましては、全校どこにもございます。名称が評議員会ではなくて、協議会とか名称は異なりますが、内容は評議員会ということで、教育委員会に名簿をお出しいただいております。

五十嵐委員

そうすると、以後評議員会として理解してよろしいわけですか。

教育部次長(学校教育課長事務取扱)

きょう、校長にも確認しましたが、そのように理解しております。

委員長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。では、ほかに御質疑、御意見がないようですので、本件については承認 することでよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

では、本件について承認することに決定いたしました。

日程第5「請願第1号地方の財政力を強化するとともに、義務教育国庫負担制度を維持するよう関係機関に働きかけることについての請願」

委員長

次に、日程第5「請願第1号地方の財政力を強化するとともに、義務教育国庫負担制度を 維持するよう関係機関に働きかけることについての請願」を議題といたします。

本件について資料がございますので、ごらんください。その上で、何か御意見、御質疑などありますでしょうか。

事務局から何か説明いただくことありますか。

教育部次長(学校教育課長事務取扱)

この請願は、国庫負担を維持を関係機関に働きかけていただきたいというのがおよその願意ではないかと思っております。これについては、まず今の状況を申しますと、10月ごろに中教審でこの国庫負担について検討結果が出るということが予定されています。また、文部科学省もこの堅持に向けて、各党の中で努力をしているということがございます。教育長、

学校教育課長という、それぞれの立場の中で会合がございますが、その中でこの国庫負担制度について、義務教育が公平になるようにという観点から、堅持という姿勢で要望を出しておりますし、16市の課長会議でも堅持ということを、県に要望し、また国に要望していただくよう意見を出しております。したがいまして、ここの願意に示すような関係機関に働きかけていくということにつきましては、私どももそのような方向で取り組んでいきたいと考えております。

委員長

どなたか御意見、御質疑ございますか。

村松委員

労働組合から来ているので、逗子市とか神奈川県もこの問題については請願があるなしにかかわらず、国庫負担を維持しろということが代々教育長会議等で決まっているわけですね。 ということは、この請願があるなしにかかわらず、そういった意味では逗子市の考え方というのははっきりしているということですから、よろしいんではないでしょうか。

教育長

一昨日の札幌での教育長の大会でも、特別決議として義務教育費国庫負担制度の根幹を堅持することが全員の賛意で決定いたしました。そういう意味で、全国の教育長会議でもこの方向でいこうとしているわけですから、この請願に対して我々が異議を申し立てる、あるいは意見を申し立てるということはないと思います。

委員長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

では、御質疑、御意見がこれ以上ないようですので、本件については採択するということでよるしいでしょうか。

(全員異議なし)

では、本件について採択することに決定いたしました。なお、事務局におきましては、この請願の願意及び本日の委員の前向きな御意見を踏まえて、しかるべき措置をとっていただくようにお願いいたします。

日程第6「その他」

委員長

次に、日程第6「その他」についてを議題といたしますが、議事として何かお持ちでしょ

うか。

教育部次長

平成17年度の市長ヒアリングのことについて御報告をさせていただきます。お手元のその他の資料をごらんいただきたいと思います。

この目的は、新たな事業の開拓や、継続している事業の方向性を確認するという意味で市 長ヒアリングを毎年5月に行っております。今年も5月24日に教育部関連のものが行われ ました。

最初の学校教育課につきましては、市長から、1番目の児童・生徒の総合安全対策事業についての課題が与えられております。所管からは2と3の2学期制推進事業と、3年経験者研修事業が提出されております。

1番目の児童・生徒の総合安全対策事業につきましては、不審者対策等の児童・生徒の安全について、教育部としての対応、特に学校外のPTAや地域の防犯体制の構築、また児童への防犯ブザーやGPS端末機の配布等の方針について担当から説明がされました。

次の2学期制推進事業につきましては、この施策の目的や効果について確認するとともに、 この支援対策として空調機の設置等の環境整備の支援について、調整について説明がされま した。

次の3年経験者研修事業につきましては、児童・生徒の学力向上を求める声が高まっている中、教師の授業力を高めることが緊急課題となっています。今後、団塊の世代等の退職と比例して、新採用が増加することが想定されることから、本市独自の施策として3年目の教師に対して授業力向上という観点から研修を行いたいという説明がされました。

生涯学習課は、市長から文化活動振興事業の中に文化振興条例と文化祭の開催方法等について課題が出されておりました。所管からは、以下の課題を提出しております。文化振興条例につきましては、今後2カ年かけて条例制定を考える。本年度は中心となる学識者の選考や条例の骨格程度まで進め、来年度はコンサルに委託し、条例の制定を行いたい等の所管の考え方を提示しました。また文化祭の開催方法については、従来文化協会に委託し、かなりの負担をかけ、行っておりましたが、プラザホールの完成とともに期間がかなり限定される状況があります。本年度は従来と同じく期間限定で文化協会に委託しますが、来年度からの開催方法について、文化協会も含めた実行委員会を立ち上げ、芸術祭的な方法でプラサホールで開催する等の説明がされました。

次の学校開放事業につきましては、有料施設である文化・教育ゾーンの施設の一部である

逗子小学校の開放と有料化が課題としてありましたが、現在開放しているすべての学校も含めた有料化の検討を進めるとともに、このための条例策定を行う等の説明がされました。

続きまして、長柄桜山古墳整備事業の概要と今後のスケジュールと整備のための組織体制について担当から説明がされました。旧脇村邸の取得については、買い取りの方向で事業を進めていますが、取得後は歴史的建造物として保存するとともに、図書館の分館として活用していく方針でいる。このことの確認をするとともに、そのスケジュールについて説明がされました。

次の図書館につきましては、市長からの課題として図書館活動事業として図書館オンブズマンの設置に向け検討が与えられておりました。対象といたしましては、高齢者、在宅介護者、子育で中の保護者等を対象に、読書の普及活動を行うことが目的としてあります。当初は図書館の司書がオンブズマンとして養成しますが、将来的には対象となる施設の職員を養成できればともくろんでいる。今年度はデイケア施設等と連携し、活動を既に開始していることが担当から説明をされました。

以上が概要ですけれども、近々に市長から、この課題についてコメントが出されます。それを受けて所管が事務を進めていくようなことになります。例年行われている新たな事業や継続事業の方針を決定する手続がこのヒアリング後として考えております。簡単ですが、以上で終わります。

委員長

御質問など何かございますか。

五十嵐委員

児童の安全対策のGPSについて、先ほど補正予算で上がっていたのと、これは並行して 行われているという解釈でいいんですか。

教育部次長(学校教育課長事務取扱)

これはGPS機能の端末について、これはどういうくくりでやるかということの報告で、 そのほかに総合対策安全事業として18年度に向けてはいわゆる防犯教室と言われるキャッ プとか、そのようなものも含めてここでは提案させております。

村松委員

基本的な部分を聞くんですが、この市長ヒアリングというのは、市長がやりたいという方向について、みんなの意見聴取をするということなんですか。主体はどちらにあるんですか。 市長が主体となるんですか。それとも両方なんですか。要するに市長がこういう方向でやり たいと。したがって、みんなからいろんな意見を聞いて、ヒアリングをしたいということなんですか。この市長ヒアリングって、よくわからないんですけど。

教育部長

一つは、市長から、この課題について検討せよというものもあります。それから逆に、こちらからこういう事業を進めていきたい。検討していきたい。そういうものもございます。ですから、この中で全部が全部、市長から掲げられたものではないということです。

村松委員

現場から上がっていくやつもあるわけですね。

教育部長

はい。これは例えば、学校教育課の方で言えば、3年経験者研修、これはこちらから上げさせていただいております。そういうことです。

五十嵐委員

続けてお聞きしたのが、平成17年度事業等事前評価シートというのと、名称が一体いつの時点で何をするのか、よくわからなかったので、お聞きしたのですけれども、17年度事業が対象事業だったのですか。

教育部次長

資料の名称とその資料がなかったものですから、皆さんわかりにくかったと思います。申 しわけありません。

村松委員

事前に評価したものについて、教育部として市長に上げるものもある。それから、市長からこういうことをしたいから、あなた方の意見を聞きたいというものもある。その両方ということなんですね。

五十嵐委員

3年経験者の研修の内容、授業力向上のための研修の内容と、それから有料化される部分がどの部分なのか教えていただけますか。その下の学校開放の有料化について、有料化される部分がどの部分なのかだけ教えていただけますか。

教育部次長(学校教育課長事務取扱)

3年者研修事業というのは、これをまず行うといった趣旨ですが、初任者は年間25日、 学校を離れて研修します。それから、あと校内で300時間にわたって自分の学級での授業、 ほかの学級の授業を見に行くとか、いろいろなことで1年間は落ち着かない研修というのも おかしいですが、落ち着いて自分のクラスの子供たちとつき合う時間が非常に足りないのではないか。その中で2年目を迎えたときに、まだ学校にも慣れない。そういった1年、2年のことがあって、3年目にやっと自分の目の前の子供たちや自分の仕事ということを見つめ直す機会ではないかということで、3年目に経験者研修をした方が、特に授業ということでもう一回自分のクラスの子供たちを据えて授業をする。特にこれは外に出て授業、研修をするというよりも、校内の先輩の教員から直接指導を受けながら授業をしていくという、そういうお互いに授業を見合うくくりの中で研修を進めていきたいということで、およそ年間5回程度、各学校の中でやっていただきたい。そこはお互いに見合うということもあり得るかと思っておりますが、そういうことで考えております。ちなみに、5年、10年、15年という県の研修もございます。

教育長

もう一つ。団塊の世代とのかかわりで、この案が浮上したということも説明してください。 教育部次長(学校教育課長事務取扱)

2007年問題と言われておりますけれども、今後10年間で逗子の教員の約半数が定年 退職いたします。ということは、半数の教員を雇わなければいけないということになったと きに、グラフを書きますと、30代、40代の指導を今からしておかないと、10年後の学 校の経営が非常に難しくなるのではないかということで、まずこちらとしてできることは、 3年の経験者研修、それから先輩教員は後輩に新人の教員にきちんと教えるシステムを今の うちにつくって、教員としての資質を向上させていくということが必要ではないか、そうい うねらいもございまして、3年経験者研修事業を立ち上げたいと思っております。

村松委員

これは新卒も中途採用も、3年研修の対象になるんですか。

教育部次長(学校教育課長事務取扱)

基本的に新採用も、中途採用も対象になります。ですから、教員採用の上限は40歳までありますので、その中での採用された人にとって、特に今勤めています臨時教員の採用が緩和されて、1次試験免除という形になってきております。今、実践している臨時教員も正規になったときに、今後学校運営にかかわっていくのではないかと思いますので、学校運営にきちんと指導者として位置づけたいと思っております。

委員長

研修事業について、何かほかにありますか。

よろしいですか。ではもう1点、学校開放の有料化についても御質問が出ていますので、 よろしくお願いいたします。

教育部次長

先ほどの御質問では、対象がどういうことかということですけれども、対象といたしましては、今開放しております小学校、中学校の運動施設や特別教室等すべてを対象としております。このきっかけといたしましては、逗子小学校が文化・教育ゾーンの中にあって、ほかの施設は有料化であるというようなことから当然、新しい施設だから有料化も考えないかということがきっかけですけれども、ほかの学校のことについてもやはり同じように開放しておりますので、同時進行で考えていくということの中で、当然有料化ということになりますと、条例化ということも必要になってきますので、これらを含めて事業を進めていくということになります。

村松委員

もう一つ。例の図書館オンブズマンの話がさっき出ましたけど、要するに高齢者、デイケ アに本を出しているとか、いろいろ宅配するとかね、多分そういうようなことを考えておら れると思うんですが、これはこの間のPTAの講演会のときも言ったんですが、どうも最近 気になるのは、図書館が貸本屋になっている傾向にあるんじゃないか。これは逗子だけじゃ なくてですね、全般的に言えるんですが、とにかく市民のために、要するに市民が購入をし てくれといったものを購入をすぐする。それから貸出についても、宅配をしてもらってです ね、本を読みたいから本を借りる。あるいはいろいろな鉄道に返却ボックスが置いてあると かですね。要するに理念と、何で図書館があるかということとね、どうもね、その辺が図書 館の活動と違うんじゃないかと思うんですね。だから、前にも言ったんですが、逗子の公共 図書館としてどういう図書館をつくりたいのかということを明確にした後、どうしてもサー ビスが必要だとかいうことであれば、それはそれでわかるんですけれども、どうも最近そう いった傾向が強いのじゃないか。図書館のオープンのときに見に行ったんですが、児童書は よくそろっています。大人の本はですね、あまりきちっとそろってないですね。要するに何 というか、こういう考えで逗子の図書館をやっていて、こういうものがしっかり、きちっと 購入されているということが、どうも見られない。だから、オンブズマンを設置するのはい いんですが、もし仮にオンブズマンを設置するならば、ある程度学識経験者等の意見を踏ま えて、逗子の図書館文化をどう持っていくのかということをですね、ぜひやってほしいとい うのが教育委員としての希望です。

教育委員会理事

私の方からよろしいでしょうか。村松委員さんのおっしゃるとおり、いろいろなサービスの質があるという意味では、宅配サービスとか、前からポストをつくって、返しやすい、借りやすいという形での図書の提供というものは確かにかなり充実してきた一方で、やはり図書館を起点としていろいろな文化の活動であるとか、今おっしゃったような蔵書方針であるとか、その辺が完全に整備していたかということは、指摘をされてきたところです。一つは、本年度から図書館協議会を設置して、まさにその辺の方針、実は蔵書方針自体は一昨年ですか、つくってありますので、それなりの方針に沿って蔵書の収集はしておりますけれども、若干総花的といいますか、総論的なところが強い感もありますので、今後図書館協議会等を使いながらきちんとした方針、または少し方向性を決めた形で特徴をつけていくということでの蔵書の整備ということは、やっていきたいと思っています。

先ほど次長の方からも説明がありましたが、言葉が少なかったかもしれませんので補足させていただきます。図書館文化オンブズマンというこの言葉で、オンブズマンということから、図書のチェックとか、方針の総括とか統括チェック、そういうものを少しイメージしますが、これは実はスウェーデンとか、あちらの方で、私どもの言葉として言うと、司書が表に出て行って、福祉施設とか子供さんの施設とかで図書館の本を使った文化の活動をする。その支援と担当者の活動を図書館文化オンブズマンというような表現を使って、言ってみれば司書の館外活動ですけれども、この辺の言葉を少しアピールという意味でこの言葉を用いて活動していこうということで、フィンランドでしたか、オンブズマンという形の活動をしているということがあったものですから、その辺からの言葉になっています。

具体的な内容としては、まず試行で初めにやろうとしていますのは、市内のデイサービスとか、それだけがすべてではありませんが、第1号ということで、そういう施設の中で、ある程度本を使ったりした活動が少しありますけれども、そういうところにまずは図書館から司書がそちらに行きまして、そこでいろいろな図書を活用した、読み聞かせのようなものとか、読書会的なものとか、もしくは本を媒体としたいろいろな議論、みんなでお話をするとか、そういうような本を利用した形の活動を、まずは図書館から提供してみよう。その施設の方にはいろいろなことをやる担当の方がいらっしゃいますので、その担当の方と図書館から行った司書が提携する中で、今度は施設の担当の方が本を利用したいろいろな活動をそこで展開していってもらいたい。そこに図書館が積極的に本の提供であるとか、司書の派遣、協働、そういう形で文化の活動を図書館側から館外に向けて発信していこうという形で考え

ているシステムということになります。それを今年からスタートしてみようということでいます。そういう提案をここでやっているということですので、よろしくお願いしたいと思います。

五十嵐委員

そうすると、これは図書館文化オンブズマンというのは、ある意味固有名詞なわけですね。 教育委員会理事

行く人もそうだという意識です。

五十嵐委員

事業自体もそうですか。

教育委員会理事

オンブズマンを使った活動になります。

五十嵐委員

どこで切れるのかわからない状態で、私から見るととてもよくわからないのですが。

教育長

図書館用語で言えば、簡単にアウトリーチサービスなんですよというと理解しやすいんで すよ。

五十嵐委員

もう少しわかりやすい名称にしていただくとか、市民の方も多分おわかりにならないんじゃないかな。私もわからなかったですし、実際に移行した時点でかもしれませんけれども、よく説明していただいた方が、よろしいかと思います。

教育委員会理事

活動する中で少しその辺もわかりやすくいたします。一つの言葉で、アウトリーチと言ってしまうと、それはアウトリーチもという意味もありますが、必ずしもそれだけでもないということもあります。

村松委員

これから多分国会の超党派で文字活字文化推進協議会いうのを今年上程するということで、 学校図書館とか、読書のあり方とか、いろいろな問題が恐らくかなり文化活字運動として出 てくると思うんですね。当然、県とか市とかいう下のところへおりて行く。そこで非常に難 しいところですが、図書館のあり方というのは、よっぽどしっかりと行政として考えておか ないと、先ほど言ったように、市民の要請を全部受け取れば、ベストセラーが何冊も置いて あるとか、貸本屋になっちゃうんですよ。結局それがいいかどうか。文化活字の推進にいい かどうかということを考えておかないといけないですね。逗子の図書館なんか行っても、雑 誌がいっぱい置いてあるとかですね、ああいうのが図書館運動とか図書館と思ったら困るん ですよ。やはり図書館というのは、本当の意味で市民レベルを上げていくために、ある程度 自分で購入できない、高い専門書を置くとかいうことをしていかないと、現に蔵書はふえて いると思うんです。それと同時に、購入の定価が大分安くなっていっていると思うんですね。 それともう一つは、逗子は学者とかいろいろな人が住んでいるわけですから、亡くなったと きに立派な蔵書を受け入れていくという土壌をきちっとつくっておく必要もあるのだろうと 思うんですね。蔵書は受け入れられないとかというんじゃなくて、きちっとその辺でオープ ンにしていくとか、そういうことをきちっと市民に告知していくということが図書館運動と してのあり方だと思うんです。細かいオンブズマンとか、それはいいんですが、サービスと いうことを過剰に考え過ぎたら絶対いけない。したがって、その辺を何回も聞いているけれ ども、図書館のあり方。協議会でそれは多分やってくれると思うんですけど、一回きちっと 議論して、逗子における図書館のあり方について考えて欲しいですね。あるいは役割という ものを明確に、しっかりやっておいた方がいい。そうじゃないと、いろいろ図書館の司書の 方とか、話をしてもですね、どういうことをしようとしているのか、よくわかってない部分 というのはあると思うんですね。ぜひそれは逗子としてやってほしいというのが要望です。

委員長

ほかにいかがでしょうか。

では、今、御指摘していただいたような御意見は、定例会の内外でまた今後とも議論していきたいと思います。

ほかにその他の議題として何かお持ちでしょうか。

教育委員会理事

以前からお話はしておりますが、6月19日に文化プラザホールがいよいよ開館いたします。今回示しますのが、19日の開館記念式典の進行の案でございます。ほぼこれで固まっておりますので、これによって進めたいと考えております。委員の皆様には、19日、御陪席いただきたいと思っております。また委員長には主催者の方としてごあいさつをいただきたいと思っておりますので、よろしく御協力いただきたいと思います。

ここにありますように、11時にファンファーレで開会ということで、これは逗子在住の 神代修さんという大変著名なトランペットの奏者ですが、この方を主宰者とするなぎさブラ スゾリスデンというアンサンブルを結成いたしまして、今回なぎさホールでリサイタルをやりますが、その方たち5名の出演をいただきます。ブラスのファンファーレです。その後、市歌斉唱、ごあいさつ、建設経過の報告、来賓のごあいさつという形で、前半式典部分を行いまして、後半、舞台の転換をしまして、今言いましたなぎさブラスゾリスデンの祝典的な曲を20分ほど演奏していただいて、その後、逗子マリーナの方でコンサートをされ、逗子でぜひ暮らしていきたいということまで、いろいろなところでお話しされています松任谷正隆さんと松任谷由実さんと市長の3人で鼎談を行いまして、12時20分ぐらいで終わるという形でございます。トークということですので、歌を歌うかちょっとわかりませんですが、お願いとしては1曲歌っていただけることにはなっておりまして、ピアノは置いておこうと思っております。そんな状況でございます。よろしくお願いします。

委員長

何か式典の内容、進行などについて御質問などありますか。

よろしいですか。では、6月19日、委員の皆様、よろしくお願いします。

教育委員会理事

改めまして御案内は文書で送らせていただきます。

委員長

よろしくお願いします。

ほかに何か議事はお持ちでしょうか。

ございませんか。なければ、以上でその他については終わらせていただきます。

最後に、次回6月の定例会ですけれども、次回は6月23日、木曜日、午後2時からを予 定しております。

これをもちまして教育委員会 5 月定例会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。